2021年 7月 1日 No.208　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第208号
郵政産業ユニオン PIWU TOKYO

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3−6−3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

制度改正で違法状態を正せ

違法状態を放置するのは許されな

昨年10月、郵政20条裁判の最高裁判決が言い渡され、手当について非正規社員への不合理な格差を認めないという画期的な勝利を手にしました。この判決は社会的に大きな影響を与え他職場にも活かされるものです。

8ヶ月間経っても変わらない状態

判決を受け会社は「問題の重要性に鑑み、速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切に取り組んでいきたい」というコメントを出しました。

3月30日、長崎地裁でたたかっていた4人の集団訴訟原告が合計約131万円で和解した際も、日本郵便は「期間雇用社員の待遇改善に真摯に務めることを表明する」という文言が盛り込まれました。

しかし最高裁判決から8カ月が経った現在でも制度改正は行われず、違法状態が続いています。

法の趣旨に則った真の待遇改善を

郵政20条最高裁も、現在たたかっている集団訴訟も、各個人の格差是正を求めてたたかってきたものです。それと共に、全非正規社員に波及させて待遇改善をさせていくことを目指しています。最高裁で不合理な格差と認められた以上、現在の労働条件は違法状態であり、正されなければなりません。

このまま制度改正が遅れていくようなことになれば最高裁判決、会社自身が出したコメントにも背くことになり、企業としての社会的責任が問われるものです。

私たちは、早期に制度改正をするよう強く求めます。その内容は真に均等待遇を実現させるものであって、働く者全体を底上げさせるものでなければなりません。

皆さん、この判決を活かしていくために一緒に声をあげていきましょう。

最賃引き上げで宣伝

最低賃金を1500円にすることを求める宣伝を都内主要駅で行っています。6月15日は新宿駅西口、6月17日は池袋駅東口で行いました。「8時間働けば人並みな生活ができる最賃に」と訴えました。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか